特 記 仕 様 書

工事名称　　三原市新庁舎建設工事（植栽工事）

工事場所　　三原市港町三丁目

工事内容　　次のとおり，三原市新庁舎の植栽工事を行う。

（1）庁舎整備

・敷地面積5,689.26㎡

・新庁舎延床面積　12,214.85㎡，建築面積1929.87㎡

（2）植栽整備

・植栽整備面積　259㎡

（3）植栽概要

・ソヨゴ2本，ハイノキ3本，シマトネリコ6本，ソメイヨシノ3本，クスノキ3本，
サツキツツジ，芝張り他

(4）植栽移設工事

・クスノキ1本　新斎場へ移設

準　則　　公共建築工事標準仕様書（平成28年版）,公共建築改修工事標準仕様書（平成25年版），
建築物解体工事共通仕様書（平成24年版）に基づき施工する。

関係法令等　　本工事については，次の関係法令その他の規定等に基づき施工すること。

・建築基準法，同施行令，同施行規則
・消防法，同施行令
・廃棄物の処理及び清掃に関する法律，同法施行令，同法施行規則
・労働安全衛生法，同法施行令，同法施行規則
・建設工事公衆災害防止対策要綱
・石綿障害予防規則
・大気汚染防止法，振動規制法及び土壌汚染対策法
・その他関係法令

疑義変更　　本設計図書は，設計の大要を示すものであり，詳細部等について技術的必要事項は明記なくとも完全に施工すること。

施工に際して疑義を生じた場合，または軽微な変更を必要とする場合には，速やかに監理者と協議し，監督員の指示により施工すること。ただし，これらに於いて請負金額の増減はなきものとする。

提出書類　　施工に先立ち，工事工程表，仮設計画図及び監督員の指示する書類を提出し，監督員の承認を受けること。商品名及び製造者名が記載された材料については，当該商品又は同等品を使用するものとし，同等品を使用する場合は，監督員の承諾を受けるものとする。また，設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料を提出して監督員の承諾を受けるものとする。

工　期　　本工事は請負契約締結の後，令和2年3月26日をもって工期とする。このうち検査期間として13日間を見込んでいる。

また，令和元年11月1日から令和2年2月26日にかけて新庁舎建設工事（建築主体工事）のⅡ期工事（駐車場庇1等に係る部分）を，令和元年9月5日から令和2年3月19日にかけて三原市新庁舎建設工事（外構工事）を行うため各受注者と協議及び調整のうえ工事を行うこと。

別途工事　・三原市新庁舎建設工事（建築主体工事）
・三原市新庁舎建設工事（外構工事）
・三原市新庁舎建設工事（駐車場ゲート設置工事）
・その他周辺道路整備工事　ほか

・本工事は別途契約の工事等と施工上密接に関連するため，外構工事の受注者が調整をおこない，工程計画及び工事用車両の出入り等について当該工事関係者で調整するため，工事の円滑な施工に協力すること。
・本敷地内の別途工事及び近隣で行われる工事について，取り合い工事及び工程等の調整を行うこと。
・敷地北側及び南側で工事中の市道港町41号線整備工事及び市道港町29号線整備工事は，本工事と並行して整備されるため，工事相互で工程等地域に配慮した調整を行うこと。
・別途工事と互いに協力しあい，相互の工期を考慮したうえ，各自の工程を計画すること。
・別途工事の三原市新庁舎建設工事（建築主体工事）（Ⅱ期）及び（外構工事）については，建築基準法及び消防法等の完了検査を受検できるように協力すること。

施工条件
・安全確保

・行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日に工事の施工を行わない。ただし，あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は，この限りではない。
・近隣住民等への支障を最小限とするため，騒音，振動及び粉塵等の対策については最大限配慮した施工方法を採用すること。
・騒音計，振動計，デジタル粉塵計を設置し常時監視し，地域住民へ十分に配慮のうえ作業を行うこと。
・工事中に粉塵の発生が予想される工種については，周辺の環境対策のため散水を確実に行うこと。
・工事用出入り口には誘導員を常時配置すること。
・工事期間中は付近の交通の安全を図ると共に，必要な場合には交通誘導員を配置し事故及び危険防止に努めること。
・周辺道路の保全及び清掃については，常に注意を払い定期的に清掃を行うこと。工事車両等により周辺の道路を汚した場合は，清掃を行なうこと。
・工事に支障を及ぼす雨水及び湧水等の排水については，ノッチタンクにより汚泥等の処理を行ったうえ，適切に排水すること。
・湧水発生時は，ノッチタンクを準備し上水を放流すること。
・第三者災害防止及び飛散防止対策のため，必要に応じて監督員の指示する範囲に，バリケード等を設置すること。
・台風等の強風が見込まれる場合，事前に足場等の養生シートを折りたたむなど対策を施すこと。
・工事車両の通行は，敷地南側の市道港町　29号線を使用し，曙橋を経由し臥龍橋西詰交差点から国道185号へのルートを基本とすること。
・工事に係る電気，水道及び下水道料金等は受注者の負担とする。

配置技術者等　・配置予定技術者は，本契約日後の時点に配置できる技術者を資格要件確認書類へ記載すること。

その他
・入札に先立ち現地調査を十分に行ない，質疑がある場合は入札前に確認すること。
・本工事は，同一敷地内の本庁舎で市役所業務を継続しながら実施するものであり，来庁者をはじめとした市民や議員，職員，近隣住民等の安全はもとより，丁寧な説明と施工により，関係者の理解と協力を得ながら実施すること。
・市ホームページ用の工事進捗状況に係る写真・動画等の提供や，工事中の現地見学会の開催（回数・内容は協議による）など，市民等に対する丁寧な説明への配慮や協力を行うこと。
・仮使用申請，道路使用，道路改築申請等の手続きについては，受注者の負担により遅滞なく行うこと。
・埋め戻しの際は，填圧を確実に行うこと。
・施工箇所周囲の備品，機器等については，養生及び清掃等を確実に行うこと。
・植栽（高木，低木，芝）について，引渡し後1年間は枯れを補償すること。
・図面に明示されていない事項であっても，工事上必要とされる事は工事範囲とする。
・工事に伴い各種申請手数料等が発生した場合は受注者の負担とする。
・本工事の外注資材，労務等の調達については，極力，三原市内に主たる営業所を有する業者に発注すること。困難な場合は，あらかじめ，理由を添えて発注者の承認を受けること。
・受注者事務所，休憩所及び便所等は関係法令に従って設けること。
・以下の設計図面は，A2版をA3版に縮小している。（縮小率約70.7％）
・敷地東側の来庁舎用駐車場（約20台）は，極力長期間駐車場として使えるように工夫して工事を行うこと。

建築意匠図	
図面番号	図面名称
01	特記仕様書１
02	特記仕様書２
03	特記仕様書３
04	外構配置図（樹木）・樹木リスト
05	家具リスト
06	配置図（クスノキ移設先）

山下・ＮＳＰ設計共同体		資格／番号	記名	検印	製図	検図	納品検査		訂正	特記	三原市新庁舎建設工事（植栽工事）	図面内容	図面番号
	代表設計者	一級建築士 第147583号	伊藤　功									図面リスト	植栽-00
	担当設計者	一級建築士 第153665号	岩崎　均									縮尺 N.S.	区分 建築意匠図

工事概要

1.工事名称	三原市新庁舎建設工事（植栽工事）
2.発注者名	三原市
3.工事場所	地名地番：　広島県三原市港町３丁目840-5，840-12，840-13，840-34 住居表示：　広島県三原市港町３丁目5-1
4.工事種別	⊙新築 ・増築 ・改築 ・改修 ・その他（　　）
5.工事期間	着工31 年11 月 1 日 ～ 竣工32 年 2 月末日

特記仕様書の適用

1.適用範囲

1) 項目は,各項目番号の前に■の印がついたものを適用する。
2) 特記事項は⊙印の付いたものを適用する。この場合※印があっても,それは適用しない。
但し,⊙印のない場合は※印の付いたものを適用する。又,⊙印と⊗印の両方が付いた場合は両方とも適用する。

2.共通仕様又は標準仕様

1)本特記仕様書(以下、特仕という)及び図面に記載されていない事項は,下記による。
a.共通仕様書：「1章一般共通事項」については,公共建築協会「民間（旧四会）連合協定工事請負契約約款に適合した建築工事共通仕様書平成25年版」（以下,共仕という）による。
b.標準仕様書：「2章仮設工事～23章植栽工事」については,国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）平成28年版」および各設備工事については「電気設備工事特記仕様書」「空調設備工事特記仕様書」「衛生設備工事特記仕様書」記載事項による。（以下,標仕という）による。
2)各章の章・節・項の番号は共仕及び標仕の当該番号に対応する。
3)各章の章・節・項の番号が共仕及び標仕の番号に追加されている項目は,共仕及び標仕に対する追記事項とする。
4)各章の章・節・項の番号が共仕又は標仕の番号と同一で,共仕又は標仕の規定に対して特仕で追加、読替えなどを行っている場合は,それらも併せて適用する。

3.適用基準等

・建築工事標準詳細図（国土交通省大臣官房官庁営繕部建築課監修　平成28年版）
・工事写真の撮り方（改訂第3版）建築編、建築設備編（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
・公共建築設備工事標準図　機械設備工事編、電気設備工事編（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修）

1 章　一般共通事項（共仕を適用）

1 節 一般事項

■1.1.1 適用範囲

1)契約図書間に相違がある場合の優先順位は,次の(1)～(8)の順番のとおりとする。
なお、(3)から(6)を契約図という（以下同じ）。
(1) 工事請負契約書
(2) 民間（旧四会）連合協定工事請負契約約款（以下工事約款という）
(3) 質問回答書
(4) 現場説明書（見積要項書）
(5) 特記仕様書（本書）
(6) 設計図
(7) 共通仕様書（共仕）
(8) 標準仕様書（標仕）

■1.1.2 用語の定義

1)「参考図」とは、品質及び特性や形状及び寸法などを参考として図面化したものであり、その材料や形状、工法、システム等について特定の製造者又は専門工事業者を指定するものではない。

■1.1.3 官公署その他への届出手続き等

1)工事着工後、必要な申請・届出一覧表を作成して監理者に提出する。
2)昇降機に関する確認申請は、昇降機 工事専門業者 が発注者の代理者及び昇降機設計者として申請を行なう。又、検査及び申請に伴う費用については 、同昇降機工事専門業者 の負担とする。

■1.1.6 設計図書等の取扱い

1)着工時に、下記図書を整備する。

工事種別	整備図書名	発行年度	部数
共　　通	・民間（旧四会）連合協定工事請負契約約款に適合した建築工事共通仕様書（公共建築協会）	平成25年版	1
建築工事	・公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）	平成28年版	1
	・建築工事監理指針（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）	平成25年版	1
	・工事写真の撮り方　建築編（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）	改訂第3版	1
	・公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）	平成25年版	1
	・建築物解体工事共通仕様書・同解説（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）	平成24年版	1
電気設備工事	・公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）	平成28年版	1
	・電気設備工事監理指針（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）	平成25年版	1
	・工事写真の撮り方　建築設備編（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）	改訂第3版	1
機械設備工事	・公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）	平成28年版	1
	・機械設備工事監理指針（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）	平成25年版	1
	・工事写真の撮り方　建築設備編（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）	改訂第3版	1

2)工事請負契約書類の作成
受注者は、工事請負契約時に下記に示す工事請負契約書類(案)を以下の手順にて作成し、監理者の確認を得た後、工事請負契約書類として契約当事者(発注者、受注者)分2部、および監理者控え分1部作成し、発注者指示の段取りで調印し、工事請負契約書類として取交わす。なお、監理者控え分には押印不要。
なお、請負代金内訳書及び工程表については、その具体的詳細内容自体が請負契約を法的に拘束するものではないことから、1.1.1適用範囲(2)の工事約款第1条 総則(1)でも契約に含んでおらず(同じく第4 条請負代金内訳書、工程表 参照)、別途提出を原則とするが、黒表紙製本等で綴じ込む場合には、「参考」等と契約に含むものではないことを明記する。
また受注者が、工程上の都合で契約図の原図確定を待たずそれ以前の設計図(ＣＡＤデータ含む)で見積依頼や発注、又は工法、工程等を検討した場合は、契約図の原図確定後に必ずその整合性を調整確認することとし、発注者及び監理者は、不整合により生じた一切の損害を負わない。
手順
a. 受注者は、監理者提供の契約図ＣＡＤデータを、着工を前提とした請負契約内容と相違ないことを確認し、契約図ＣＡＤデータとして確定する旨、監理者に報告する。
b. 受注者は、確定した契約図ＣＡＤデータをトレーシングペーパーにプリントアウトしたものに、契約図である旨の識別表示(「契約図」押印等)を全図面に施し、監理者の承認を受け、契約図の原図として確定させる。
c. 受注者は工事請負契約書類(案)（1.1.1適用範囲(1)から(6)までを綴じ込んだもの）を、特記なき限り契約当事者(発注者、受注者)分2部、及び監理者控え分1部作成し、発注者指示の段取りで調印し、工事請負契約書として取交わす。
d. 工事請負契約書類の形式は、黒表紙金文字製本(Ａ４)とし、表紙および背表紙に工事名・発注者名・受注者名・設計者名・監理者名入りとする。なお、監理者控え分には契約図は綴じ込まず、A1版二つ折り製本（建築・電気・機械）各（※1　・　）部及びA3版二つ折り製本（建築・電気・機械）各（※3　・　）部を、上記aで確定した契約図ＣＡＤデータ(CD-R又はDVD-Rに焼付け、識別ラベルを貼り収納ケースに入れたもの)と併せて監理者に提出する。
e. 上記ｂ～ｃの過程で、受注者が契約図の原図のコピーを画像データで作成する場合には、同じものの複写(CD-R又はDVD-Rに焼付け、識別ラベルを貼り収納ケースに入れたもの)を1部作成し監理者に提出する（費用は監理者負担）。なお、画像データの作成推奨形式は下記とする。
推奨形式： ISO11506準拠のCOLD(Computer Output Laser Disc：TIFF形式、400dpi)
&COM(Computer Output Microform)による記録保存形式
なお、認証機関によるタイムスタンプ証明は不要とする。

既存改修等で設計原図がＣＡＤで作成されておらず手描きの場合は、修正も手描きによる為、契約図画像データは提出するが契約図ＣＡＤデータ（ＣＤ-Ｒ又はＤＶＤ-Ｒ）の提出は不要とする。

■1.1.7 別契約の関連工事

1)別途工事の円滑な推進のため,監理者より指示のある場合はこれに従う。
2)施工図・施工計画書などの作成に際し,関連工事との取合い・納まりなどについて別途工事業者と十分打合せ・調整を行う。

■1.1.8 疑義に関する協議等

1)共仕1.1.7(a)、(b)、(c)の措置による軽微な変更等について、工事費の増減は行わない。
2)受注者は、契約図書の内容に疑義のある場合は、書面にて監理者に確認を行い、監理者の書面での回答を受ける。疑義があるにもかかわらず、監理者への確認を怠り、独自の判断で施工した場合、その不具合及び故障について請負者の責任で対応する。

■1.1.14 設計変更

1)共仕1.1.7(a)但し書きに該当しない設計変更に係る工事は、監理者が発注者と十分協議し了解を得たうえで、請負者に変更の指示を行う。
2)受注者は、指示により工事費の増減が伴う場合は、施工に先立ち工事費増減内訳書を監理者が指示する期間内に、発注者及び監理者に提出し、発注者の承認を受ける。

■1.1.15 工事費に含まれる費用

1)本工事を完成させるために本工事に付帯して当然必要な作業・材料などは、設計図書に記載がない場合でも本工事に含む。
2)本工事に必要な下記の工事及び費用は本工事に含まれる。
a.施工,材料及び製品の試験、見本等の作成、検査に要する費用
b.工事施工に必要な敷地周辺の障害となるものの移設と復旧
c.工事期間中の官公署,その他の手続の費用
d.工事用機器,材料などの取り入れに必要な搬入口及び通路の設置とそれらに伴う補強、及び片付け
e.工事用仮設機材（足場・クレーン等）による電波障害対策費用

■1.1.16 工事費に含まれない費用

1)次に示す費用は発注者の負担とする。
a.予測し得なかった大規模地下埋設物・障害物及び公害防止法に基づく汚染土壌の撤去に要する費用
b.近隣との紛争解決に要する費用。但し,工法及び工事施工に起因するものは施工者負担
c.工事施工上の問題以外のテレビ電波障害の調査及び対策費用
d.発注者の要請による式典・建物披露などに要する費用

■1.1.17 CAD図面データの取扱い

1)施工図等や完成図（竣工図）を作成する為に設計図のCADデータを利用する場合は、監理者に申し出て、設計事務所とそのデータの取扱い等について「CAD図面データ利用に関する確認書」を別途取り交わす。
尚、設計図のCADデータの著作権は設計者に帰属し、これを漏洩したり目的外に利用してはならない。

■1.1.18 経年調査と実施

1)工事引渡後,受注者は自ら企画して,発注者及び監理者の立会いを求め,工事全般について瑕疵及び損耗に関する調査を、それぞれ引渡日から起算して（※1年目　※2年目　・5年目　・10年目）に行う。
2)調査の実施時期及び具体的な実施要領は、受注者が立案し発注者及び監理者と協議する。
3)調査終了後速やかに調査の結果を記録し、発注者及び監理者に提出する。
4)前項の調査の結果、工事目的物に瑕疵が認められた場合は、受注者は監理者と協議の上,速やかに工事請負契約に基づいて適切な対応を行う。
5)調査に必要な費用は全て受注者の負担とする。
6)調査立会い者は下記とする。
・ 発注者
・ 監理者（又は設計者）
・ 受注者現場代理人、主任技術者又は監理技術者及び工事専門技術者

■1.1.19 特許権などの取扱い

1)本工事に関して、第三者の権利となる特許権・実用新案権・意匠権・商標権などに属する工事材料・建築設備機器・施工方法などを使用する場合は,受注者の責任で必要な手続等を行った後に、これを採用する。万が一,第三者の権利を侵害するようなことが生じた場合は、受注者の責任においてこれを解決する。
2)設計図書内に特許権等に係る事項のある場合は、監理者と協議する。

■1.1.20 監理者の承認検査について

1)工事の過程で行われる監理者の承認は、工事の品質が適正に確保されていることについての確認行為であり、 受注者等が契約 図書に基づき提出した書類、又は書面で申し出た事項について監理者が書面をもって了解することをいう。
2)工事の過程で行われる監理者の検査は、受注者が契約図書に基づいて行う品質管理確認・自主検査の適切さを確認するために 行なうものであり、原則として抽出により行なう。
3)前各号の監理者の承認及び検査にかかわらず、 工事目的物に対し不具合及び欠陥があった場合、受注者はその修補に対する責を免れない。

□1.1.21 工事監理業務

2 節 工事関係図書

■1.2.1 実施工程表

1)受注者は工事の着手に先立ち、又は着手後速やかに実施工程表を作成し、監理者に提出する。
監理者は、実施工程表に問題があると認められる場合は、発注者及び受注者にその旨を報告通知する。
2)実施工程表には、以下の内容を記載する。
a. 特記事項（受電予定日、通水予定日、排水予定日、製品検査予定日を記入）
b. 主要行事（竣工式、上棟式等発注者が要望する行事を記入）
c. 検査予定日（中間検査を含む官庁検査関係、完成検査関係等を記入）
d. 長期現場休暇日
e. 主要工事の工程
f. クリティカルパスルートの明示（ポイントとなる工事の着工・完了予定日を記入）
g. 出来高（金額・比率・ライン）を明記
h. 総合図、施工図、施工計画書などの作成・提出・承認のスケジュール
i. 各種仕上げ材、主要機器、機材の決定スケジュール
j. 機器試運転スケジュール
k. 関連工事の主要な工程
l. その他、監理者が指示する事項
3)実施工程表に変更の必要が生じた場合は,関連工事の工程と調整の上,速やかに変更工程表を作成し,監理者に提出する。

■1.2.2 施工計画書

1)総合施工計画書は,主要工事の施工方法及び品質管理方針、工事全体を通じて受注者が行う工事組織の構成と運用,工事現場の整備と維持,工事請負契約に基づく監理者への対応などについて,本工事の固有の条件に適応した具体的な方策を定める。
2)各工種別の施工計画書の品質計画については,設計図書と十分な整合を計り作成する。
3)施工要領書は,受注者が機器・材料製造者,専門工事業者などと協議の上,施工計画書記載の各項目を実行するための詳細要領を定めたもので,監理者が指示した場合は,これを監理者に提出する。

■1.2.3 施工図等

1)設計図書等の定めにより監理者の承認を受ける必要のある施工図等(施工図、現寸図、工作図、製作図その他これらに類するものをいう。）は、その旨を提出日と共に表示し、監理者に提出する。監理者は、（※1週間　・2週間　・　　日）を目途に設計図書等の内容に適合しているか等を検討し、必要により保留・再検討指示又は修正指示そして再提出を経て、設計図書等の内容に適合していると認められる場合には、受領印を押して返却する。受領印を押して1週間以内に修正または保留に関する監理者からの指示がない場合は、提出された施工図等は監理者の承認を受けたものとする。なお、明らかに監理者の受領印と認められる押印以外は全て無効とする。
2)設計図書等の定めにより監理者の承認を受ける必要のある書類、見本等についても1）を準用する。なお、見本施工等受領印押印に適さない場合は、書面等記録による。
3)請負契約と別途の監理業務委託契約に施工図の承認権限を監理者に付与することが曖昧または含まれていない場合でも、本特記仕様書により施工図の承認権限は監理者に付与されているとして1）及び2）の規定を準用する。
4)1）～3）の規定は、「1.2.6 総合図の作成等」の「監理者の承認」に係る手順についても準用する。

■1.2.5 請負代金内訳書

1)工事費増減内訳書における工事単価は、下記による。
※工事約款29条の(2)にかかわらず、請負代金内訳書（諸経費率及び出精値引率を適用する）の単価による。請負代金内訳書に単価のないものについては、請負代金内訳書の単価を基準に品質などの違いを考慮し、当事者協議のうえ決定する。
・工事約款による。

■1.2.6 総合図の作成等

1)工事着手に先立ち,又は工事着手と並行して速やかに総合図を作成し,工事に支障ないようつとめる。
2)総合図は,受注者が建築・設備等関連工事の全体を把握し,施工図作成の円滑化のために活用することを目的とし,施工図・工作図・製作図などの作成前に完成させる。
3)総合図の作成要領は以下の通りとする。
a.総合図原図として建築詳細図（縮尺 1/50,平面詳細図,展開図,天井伏図）を作成し,監理者の承認を受ける。
b.上記総合図原図に別途工事の機器等を含む設備機器配置図を記入し,監理者の承認を受ける。
c.設備機器配置図作成にあたっては,事前に各受注者間で位置調整を行うこと。調整の結果,設計変更が必要な場合は.監理者の指示を受ける。
d.又,作成した総合図に基づく別途工事関連打合せには,各受注者の担当者を出席させること。
e.各受注者間及び別途工事関連の調整の結果,総合図の修正が必要な場合,速やかに訂正を行い,監理者の承認を受ける。
f.天井下地の耐震補強ブレースが必要な場合は、各設備機器等との取合いを十分考慮したブレース配置計画図を提出し、監理者の承認を受ける。
4)総合図・施工図等提出するにあたっては,予め,それらの内容が設計図書と適合しているかの確認を受注者の責任において行う。
5)受注者は,総合図・施工図調整担当者として,本工事に類似した工事の施工図調整経験を持つ原則として一級建築士の資格を有する者を選任し,本工事に専任させる。

■1.2.7 工事関係提出書類

1)工事期間中に受注者が発注者及び監理者に提出する必要のある工事関係書類の種別・部数・書式については、「監理業務方針書」による。

3 節 工事現場管理

□1.3.3 電気保安技術者

1)工事現場におく電気保安技術者は、電気事業法に基づく電気主任技術者の職務を補佐し、電気工作物の保安の職務を行う。
※要　　　・不要

■1.3.5 施工条件

1)作業時間などは次による。
a. 設計図書又は工事現場近隣の住民との間で交わされた工事に関する協定（以下、近隣協定という）に、作業内容、作業日・時間などについての定めがある場合は、それを遵守する。
b. 休日・祝日又は夜間に工事の施工を行う場合は、予め近隣の同意を得た上で理由を付した書面によって監理者に通知する。
2)その他特殊な施工条件
※なし　　　・あり（　　　　　　　　　　）

■1.3.9 災害時の安全確保

1)災害,公害又は事故の恐れがある場合は,受注者は十分な工事計画を立案し、事前に近隣住民に対し説明し、十分な理解を得る。また、実行に際しては、速やかに適切な処置を講じ,直ちにその経緯を監理者に報告する。

■1.3.11 発生材の処理等

※現場説明書による　　⊙場外搬出適切処理　　・下記による
1)引渡を要するもの　　※なし　　　・あり（　　　　）
2)特別管理産業廃棄物　※なし　　　・あり（　　　　）
3)汚染土壌　　　　　　※なし　　　・あり（　　　　）
4)再利用を図る発生材　・
5)再生資源化を図る発生材　・

■1.3.12 養生

1)汚染・損傷を受けた部分については,速やかに原型に復旧する。

■1.3.13 後片付け

1)工事現場は常に整理整頓し,清潔に保つなど作業環境の改善,作業現場の美化に努める。
2)工事の完成に際しては,工事完成検査時点までに次の損傷復旧などを行う。
a. 工事に伴い損傷を生じた既存の施設・工作物・樹木などは,原状に復旧する。
b. 工事目的物の施設又は設備の一部を工事用に使用した場合は,設計図書の定める条件のとおりに復旧する。

■1.3.14 製造者及び専門工事業者の選定

1)受注者等は材料製造者及び専門工事業者について,設計図書に指定がある場合,記載されたものの中から選定し,選定届を監理者に提出する。
2)特別の理由により記載された材料製造者・専門工事業者以外のものを選定する場合は,その能力経歴などを証する資料を提出し,監理者の承認を受ける。
3)設計図書に指定がない場合は,適正な品質を確保できる材料製造者・専門工事業者を選定し,監理者と協議,する。但し設計図書に条件が示されている場合には,これに適合する製造者を選定し,条件に適合することを証明する資料を提出し,監理者の承認を受ける。

■1.3.15 現場代理人・監理技術者等

1)工事請負契約書に定める現場代理人及び監理技術者又は主任技術者は下記の資格を適用する。
2)現場代理人及び監理技術者又は主任技術者は本工事に専任とし,原則として現場に常駐する。
非常駐とする場合は監理者の承認を受ける。

資格の種類	建築	電気	空調	衛生	昇降	外構	備考
一級建築士又は一級施工管理技士（各専門分野に適用）	・	・	・	・	・	・	
電気主任技術者		・			・		
建築設備士（建築設備技術者協会）		・	・	・	・		
設備士（空調衛生工学会）			・	・			
技術士（各専門分野に適用）	・	・	・	・	・		

注）○印が複数ある場合は,いずれかの資格を適用する。

■1.3.16 技術委員会の設置

1)受注者は、監理者の指示に応じて屋根・外壁及び特殊な技術を必要とする工事に対しての技術検討を行なうため、自社の技術部門に属する工事経験者及び専門工事業者の技術経験者を加えた技術委員会を設置し、施工図及び施工計画上での技術的な検討を行うと共に、工事の円滑な進捗管理及び工事の指導を行なう。

山下・ＮＳＰ設計共同体		資格／番号	記名	捺印
	代表設計者	一級建築士 第147583号	伊藤　功	
	担当設計者	一級建築士 第153665号	岩崎　均	

製　図	検　図	納品検査	
2015.**.**	2015.**.**	2015.**.**	2015.**.**

訂正

特記

三原市新庁舎建設工事（植栽工事）

図面内容	特記仕様書１	図面番号	植栽-01
縮尺	A1:1/300 A3:1/600	区分	建築意匠図

4 節　機器及び材料

■1.4.1 環境への配慮

1)居室の室内空気質は,指定された揮発性有機化合物について関係法令などを遵守するとともに,室内濃度は厚生労働省の指針値をクリアすること。
2)クロルピリホス発生の恐れのある建材は使用しない。
3)木材の防腐・防虫剤は,クロルピリホス、フェノブカルブ、ダイアジノンを含有しない薬剤を使用する。
4)ホルムアルデヒドについては,内装工事全般（木工事・建具工事・塗装工事・内装工事家具工事及び天井裏工事）に使用する建築材料・家具材料・塗料及び接着剤の選定にあたって,JIS又はJASのF☆☆☆☆認定品,又は国土交通大臣のF☆☆☆☆認定品を使用する。
5)アセトアルデヒド,トルエン,キシレン,エチルベンゼン,スチレン,パラジクロロベンゼン,テトラデカン,フタル酸ジ-N-ブチル,フタル酸ジ-2-エチルヘキシルについては,含有していない材料又は含有量・放散量の極めて少ない材料を使用する。
6)木材に接着剤を使用する場合は,当該木材に滅菌処理を施す。

■ 1.4.2 材料の品質等

1)日本工業規格（以下新JISという）,日本農林規格（以下JASという）,その他規格類、官公署及び電力・ガス・水道などの供給会社の各種規格などは最新のものを適用する。
2)上記規格表示のない材料・製品を採用する場合は,品質及び性能・供給の安定性・認定又は許可の写し・施工実績・保守体制等を記載した「自己適合宣言書」の写しにより,品質の程度を評価し,資料を添えて監理者に提出し監理者及び発注者の承認を受ける。
3)設計図書に機器・材料の品質が明示されていない場合,品質の程度を示した資料に基づき評価し,適切な品質のものとする。
4)設計図書に商品名が記載された材料は,当該商品又は同等品を使用するものとし,同等品を使用する場合は,品質の程度を評価し,資料を添えて監理者の承認を受ける
5)工事に使用する材料は,アスベストを含有しないもの（含有率=0%）とする。
6)アスベスト無含有製品がない場合には,発注者・監理者と協議する。

■1.4.4 材料の検査等

1)下記に指定する機器・材料・製品は,製作・施工に先立ち監理者の立会い検査を受ける。
検査は現場で行うのを原則とするが,現場での検査が不可能な場合は,現場以外での検査を可とする。

建築工事	電気設備工事	空調設備工事	衛生設備工事	その他
・植栽				

2)機器・材料・製品の検査は全て受注者等の検査に合格後,検査記録を提出し,監理者の検査を受ける。監理者の検査は受注者の検査が適正に行われているかの確認の為に行う。
3)監理者の検査に必要な資機材・労務などを提供する。
4)機器・材料・製品などに対する監理者の検査が現場以外において行われる場合,それに必要な監理者等の立会いに要する費用（交通費・宿泊費の実費）は受注者がこれを負担する。

■1.4.5 材料の検査に伴う試験

1)機器・材料の試験及び施工検査に伴う試験は,次の場合に行う。
a. 設計図書に定められた場合
b. 試験によらなければ設計図書の定める品質又は性能・機能に適合することが証明できない場合
c. 石材,じゅうたん等の天然素材
2)供試体の製作要領は設計図書の定めによる。但し,定めがない場合は,監理者の承認を受けた方法による。
3)試験を公的試験所又はこれに準ずる試験所で行う場合を除き,試験には監理者の立会いを受ける。但し,予め監理者の指示を受けた場合は,この限りではない。尚,監理者の立会いに必要な資機材・労務などを提供する。

■1.4.7 支給材料、貸与品

1)支給材料,貸与品
※なし　　・あり（　　）
2)支給材料の引渡に際しては,その種別・数量・品質・性能を確認の上受け入れ,保管する。
3)当該工事の施工後,支給材料の使用箇所・数量・残量を監理者に報告し,残材の処置方法について監理者の指示を受ける。
4)支給材料,貸与品の品質に疑義がある場合は,速やかに監理者に報告し,処置について監理者の指示を受ける。

■ 1.4.8 検査に伴う不適合の是正措置

1)検査・試験などにより不合格となった機器・材料などについては,その処理手順を定め管理する。
2)不適合製品について,再発を防止する為,不適合の原因を除去する是正措置を講ずる。
製品に重大な影響を及ぼす恐れのあるもの等の是正措置の方法については,予め監理者に報告する。

■1.4.9 海外調達品の取扱い

1)海外製の機器・材料・製品などを使用する場合は,予めそれらが日本国の関係法令に適合し,設計図書に定められた品質・性能を保持していることを証明する資料を監理者に提出し,監理者の承認を受ける。
2)それら海外調達品の完成後の不具合は瑕疵として扱い,受注者の責任において対応する。
この場合の瑕疵期間は10年とする。
3)設計図書に指定された海外調達品が指定の品質・性能に適合しないと認められる場合,又は前号の瑕疵保証に耐えるものではないと認められる場合は,代替品などの処置に付き監理者の指示に従う。

■1.4.10 特別な材料の工法

標仕に記載されていない特別な材料の工法については,材料製造所の指定する工法とする。

5 節　施工

■1.5.2 技能士

1) 技能士の適用は次による。

工事種別	技能検定の職種
~~仮設工事~~	~~・とび作業~~
~~鉄筋工事~~	~~・鉄筋組立て作業~~
~~コンクリート工事~~	~~・型枠工事作業・コンクリート圧送工事作業~~
~~鉄骨工事~~	~~・構造物鉄工作業　・とび作業~~
~~コンクリートブロック~~ ~~ALCパネル工事・押出~~ ~~成形セメント板工事~~	~~・コンクリートブロック工事作業~~ ~~・エーエルシーパネル工事作業~~
~~防水工事~~	~~・アスファルト防水工事作業・ウレタンゴム系塗膜防水工事作業~~ ~~・アクリルゴム系塗膜防水工事作業・合成ゴム系シート防水工事作業~~ ~~・塩化ビニル系シート防水工事作業・セメント系防水工事作業~~ ~~・シーリング防水工事作業~~ ~~・改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業~~ ~~・FRP防水工事作業~~
~~石工事~~	~~・石張り作業~~
~~タイル工事~~	~~・タイル張り作業~~
~~木工事~~	~~・大工工事作業~~
屋根及びとい工事	・内外装板金作業　・スレート工事作業
~~金属工事~~	~~・鋼製下地工事作業　・内外装板金作業~~
~~左官工事~~	~~・左官作業~~
~~建具工事~~	~~・ビル用サッシ施工作業・ガラス工事作業・自動ドア施工作業~~
~~カーテンウォール工事~~	~~・金属製カーテンウォール工事作業・ビル用サッシ施工作業~~ ~~・ガラス工事作業~~
~~ガラス工事~~	~~・ガラス施工・フィルム施工~~
~~塗装工事~~	~~・建築塗装作業~~
~~内装工事~~	~~・プラスチック系床仕上げ工事作業・カーペット系床仕上作業~~ ~~・ボード仕上げ工事作業　・壁装作業~~
植栽工事	・造園工事作業
~~設備工事~~	~~・各設備工事特記仕様書による~~

□1.5.9 化学物質の濃度測定

1)内装完了後,建物引渡前に室内空気中の化学物質の濃度測定を行う。
2)測定対象物質は以下に指定する物質とする。
※ホルムアルデヒド　・アセトアルデヒド　※トルエン　※キシレン
※エチルベンゼン　※スチレン　※パラジクロロベンゼン
・ダイアジノン　・クロルピリホス　・フェノブカルブ
・テトラデカン　・フタル酸ジ-n-ブチル　・フタル酸ジ-2-エチルヘキシル
3)測定対象室は全体で（　　２０　）室とし,監理者の指示による。
4)測定対象物質の室内濃度測定方法は厚生労働省及び国土交通省指定の測定方法（パッシブ型採取機器）に準拠する。
5)測定結果が上記の厚生労働省の指針値を超えていた場合は,放散源を特定し,換気等の措置を講じた後、再測定を行う。
6)建物の竣工引渡時には,前記の厚生労働省による指針値以下であることを確認の上,報告書を監理者に提出する。

□1.5.10 モックアップ モデルルーム等

1)モックアップ・モデルルームなどの作成,見本施工は次による。これらは,施工に先立つ適切な時期に実施し,監理者の承認を受ける。
a. モックアップの作成 ※しない　・する（・設計図による ・　）
b. モデルルームの作成 ※しない　・する（・設計図による ・　）
c. 見本施工　※しない　・する（・設計図による ・　）

□1.5.11 定礎等

1)定礎の設置　※しない　・する
a. 石種　：（　花崗岩　・本磨き
b. 大きさ　：W　×600　H　400
c. 収納ボックス　：銅製,指定彫込文字、収納物（　）

□1.5.12 排出ガス対策型等建設機械

1)本工事において建設機械を使用する場合は,「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。
2)排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は,平成７年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」,またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業,あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着(黒煙浄化装置付)することで,排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。
3)上記により難い場合は,監理者と協議するものとする。
4)排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い,監理者に提出する。
※ 上記建設機械は低騒音・低振動型とする。

6 節　完成、検査

■1.6.1 完成、検査

1)完成（竣工）検査
a. 受注者は、工事の完成に先立って、工事担当者及び会社としての自主検査を行い、その結果を「完成自主検査報告書」として作成し、監理者に提出し確認を受ける。
b. 監理者完成検査は、現場監理担当者検査をの実施後、且つ法的検査を受けた後、監理会社から派遣する検査担当者により行う。検査の結果については、「監理者検査調書」として取り纏め、発注者に報告する。

2)受注者は、工事の完成に際し、使用材料の仕上り状態について清掃が完了した状態で、原則として全数にわたり以下の検査を行う。検査結果について報告書を監理者に提出し、監理者の承認を受けた上で監理者の検査を受ける。
a. 外装検査：外壁仕上材、建具、ガラス、シーリング、設備器具取付け状態等について目視、打診、噴霧、聴音、触手などにより、損傷、剥離、汚れ、止め付け不良、不具合その他について検査する。
b. 内装検査：各部位について、損傷、剥離、汚れ、納まり不良、色むら、開閉状態、施開錠、止め付け不良、使用上の安全性、サインの視認性その他について検査する。
c. 外構・植栽：風害、排水、耐荷重、敷地境界表示、植込み状況、樹木養生その他について検査する。
d. 機械駐車・外部昇降装置・ゴンドラ等：作動状況、雨水等の排水、使用時の安全性その他について検査する。

3)全装置について、原則として試運転調整を完了した状態で、以下の検査・試験を行う。
又、検査結果について報告書を監理者に提出し、監理者の承認を受けた上で監理者の検査を受ける。
a. 外観検査（出来形検査）：目視・聴音又は手で触るなどにより、各装置が設計図書に示す構造・材料・安全・耐久・保守・衛生などに合致することを確認する。
b. 個別性能機能検査：各装置の個別の性能・機能を設計図書と照合し、その適合性を確認する。
イ. 機能検査：運転、作動状態での試験に先立ち,通水・通気・通電などの試験を行う。次に各機器単体の動作試験を行い、運転状態及び各種動作が正常であることを確認する。
ロ. 性能検査：各装置の機器単体の性能が、設計図書に定められた流量・圧力・温度電圧・電流などと合致することを確認する。
ハ. 水質検査：飲料水は、完成引渡までに公立の保健所又は試験所に依頼し、水質基準に適合することを確認する。
c. 総合性能機能検査：複数の工種にまたがって性能・機能を発揮する装置について、関連工事の受注者と協議して、総合的な性能機能検査を行い、その適合性を確認する。
主な確認項目は次による。
イ. 停電・復電総合検査
ロ. 防災総合検査
ハ. タンク・水槽関連総合検査（設備工事のみ）
ニ. 自動制御総合検査（設備工事のみ）
ホ. 中央監視盤総合検査
ヘ. 総合運転による騒音・振動が許容範囲内であることの確認
ト. 完成時の室内環境を測定し、設計図書に定めるとおりであることの確認
チ. セキュリティシステムが設計図書に定めるとおりに作動することの確認
リ. その他、監理者の指示する検査
d. 完成後の性能機能検査：
建物の完成時期などにより、工事完成までに確認できない機器能力及び室内環境などについては、完成引渡後１年以内の夏季及び冬季で気象条件などが設計条件に近い日を選び測定し、設計図書に定める性能・機能・室内環境との適合性を確認する。
完成引渡後に確認が必要な機器能力・室内環境などの性能機能検査については、完成引継書の一部として性能機能検査の項目と方法、検査スケジュール、検査体制を記載した完成後の性能機能検査計画書を作成し提出する。実施に当たっては、事前に発注者及び監理者の承認を受ける。性能機能検査を実施後、速やかに監理者に報告し、監理者の検査を受ける。

□1.6.3 その他の検査

1)中間検査
監理会社として、（※2回　・　）の中間検査を実施する。
a. 第1回中間検査（根切工事完了時、又は地中梁施工時頃）
工事施工者が設計意図を理解し、工事が順調に施工されている事の確認。
b. 第2回中間検査（躯体完了後、且つ受電前）
躯体工事の出来具合の確認、品質管理体制の確認及び建物引渡しまでのスケジュールの確認。

□1.6.4 部分使用

1)工事期間中に発注者による工事目的物の部分使用がある場合は、当該部分について、共仕〔1.5.5〕に定める監理者による施工の検査及び共仕6節の完成、検査に準じた諸検査を受ける。
部分使用に関して必要な官公署その他への手続については,発注者に協力する。

7 節　完成図（竣工図）等

■1.7.1 完成時の提出図書

1)監理業務方針書に特記なき限り、完成時には下記の図書を提出する。
2)完成（竣工）写真の著作権に係る使用権は、発注者及び監理者に無償で委譲するものとする。
但し、使用の目的が不特定多数となる可能性がある場合や、利潤が伴う場合は協議事項とする。

提出図書リスト（提出部数については、完成時に発注者に確認する）

提出図書	提出部数 発注者 提出物	発注者 データ	監理者 提出物	監理者 データ	備考
完成図（竣工図）					
ア. 原図（A1トレペ＋押印）	1	－	－	－	完成図識別押印入り「カ」より作成
イ. 複写図	1	－	－	－	原図同縮尺二つ折り製本「ア」又は「オ」より作成
ウ. 複写図（A4版、金文字）	1	－	－	－	原図同縮尺A4版折畳み製本「ア」又は「オ」より作成
エ. 複写図（縮小版）	1	－	2	－	A3版縮小二つ折製本「オ」より作成
オ. 完成図画像データ	－	－	－	2	TIFF形式400dpi　CD-R又はDVD-R、「ア」より作成
カ. 完成図CADデータ	－	1	－	2	DWG形式及びDXF形式の2種類を提出する CD-R又はDVD-R
キ. マイクロフィルム	－	－	1	－	35mmロール、中性紙保存箱（リール、中性紙帯入り）「ア」又は「オ」より作成
保全に関する資料(データはPDF形式)					
建築物等の利用に関する説明書	1	1	－	1	
機器取扱い説明書	1	1	－	1	
機器性能試験成績書	1	1	1	1	
官公署届出書類	1	1	1	1	
主要な材料・機器一覧表等	1	1	1	1	
保全マニュアル	1	1	－	1	
長期修繕計画書	1	1	－	1	
その他（　）	1	1	（ ）	1	
完成（竣工）写真					
アルバム	1	－	2	－	キャビネ版カラープリント 工事概要書添付 撮影カット数：（　100カット以上） 撮影者：※（　） ・監理者の指示による ・請負者指定 ネガフィルムの提出：※提出しない ・提出する（　枚）
カラープリント	－	－	1	－	キャビネ版（同上）の中から5カット程度のプリント
写真データ	－	1	－	2	アルバム全カット（CD-R、DVD-R） **解像度・ファイル型式：5カット（長辺4000pixel以上、TIFF形式） その他（長辺2880pixel以上、JPG高精細圧縮） カラーモード：RGB データ一覧表をExcel等で作成、添付する**
施工図等（データはPDF形式）					
施工図	1	1	－	1	躯体図、鉄骨工作図、カーテンウォール製作図）
その他の施工図	－	－	－	1	監理者の指示するもの
その他の工作図/製作図	－	－	－	1	監理者の指示するもの
総合図	1	1	1	1	
施工計画書	－	－	－	1	カーテンウォール工事
その他の施工計画書	－	－	－	1	監理者の指示するもの
工事記録（データはPDF/A形式）					
工事記録	1	1	－	1	写真・ビデオ等、定点撮影共
工事検査記録・性能表等	1	1	－	1	
実施工程表	1	1	－	1	マスター工程、月間工程の修正版
施工データシート	1	1	－	1	
議事録	1	1	－	1	総合定例・現場定例（分科会を含む）その他の全ての議事録
確認申請書類等の製本	1	1	－	1	各種申請書含む
設計説明書の竣工時修正版	1	1	1	1	
竣工パンフレット	1	1	－	1	

■1.7.2 完成図（竣工図）

1)受注者は、工事完成時に1.7.1提出図書リストに示す完成図(竣工図)を下記の手順にて作成し、工事目的物の引渡し後1ヶ月以内を目途とし、工事請負契約書又は監理者の指定する期日までに承認を受け提出する。
手順
a. 受注者は、請負契約としての設計原図のＣＡＤデータをもとに完成図ＣＡＤデータを作成し、監理者の確認を受け確定させる。図面内容は引渡しを前提とした法定検査及び監理者による完成検査が完了した時点のものとする。
b. 受注者は、確定した完成図ＣＡＤデータをトレーシングペーパーにプリントアウトしたものに、完成図(竣工図)である旨の識別表示(完成図押印等)を全図面に施し、監理者の承認を受け、完成図(竣工図)の原図として確定させる。
c. 受注者は、確定した完成図(竣工図)の原図をもとに完成図画像データ（TIFF形式400dpi）及びマイクロフィルムを作成する。(推奨形式：ISO11506準拠のCOLD(Computer Output Laser Disc)&COM(Computer Output Microform)による記録保存形式)
d. 複写図(原図同縮尺二つ折り製本)及び複写図(原図同縮尺A4版折畳み製本：黒表紙金文字)は、原図又は完成図画像データを白焼きして作成する。
e. 複写図(A3版縮小二つ折り製本)は、完成図画像データを白焼きして作成する。
f. 提出の形式は、原図は三つ折り図面ケース入り背表紙に工事名・プロジェクトNo.等識別表示入り、複写図は、表紙(背表紙含む)に工事名・プロジェクトNo.及び完成図(竣工図)である旨を識別表記する。完成図画像データ及び完成図ＣＡＤデータは、監理者が指示するファイル形式で可能な限り同一のＣＤ-Ｒ又はＤＶＤ-Ｒに焼付け、識別ラベルを貼り収納ケースに入れたものを提出する。また、マイクロフィルムについては、保存箱に識別ラベルを貼り提出する。
g. 識別ラベルの詳細は、監理者の指示による。

既存改修等で設計原図がＣＡＤで作成されておらず手描きの場合は、修正も手描きによる為、完成図画像データは提出するが完成図ＣＡＤデータ（ＣＤ-Ｒ又はＤＶＤ-Ｒ)の提出は不要とする。

2) 完成図（竣工図）の種類は、設計図全てとする。

■1.7.3 保全に関する資料

1)監理業務方針書に特記なき限り、1.7.1提出図書リストに示す保全に関する資料を提出する。提出の形式はＡ４版ファイル綴じで目次添付とし、表紙(背表紙含む)には工事名及び保全に関する資料である旨を識別表記する。また、各資料のＰＤＦデータを纏めてＣＤ-Ｒに焼付け識別ラベルを貼り、表紙裏面のポケット状収納部に納める。識別ラベルの詳細は、監理者の指示による。

2)以下に該当する建築物部位・設備・部品などについては,維持管理・保守に関する取扱い説明書を作成し,監理者に提出するとともに,発注者又は発注者の指定する建物管理者などに対して取扱い説明を行う。取扱い説明が完了した後,その記録を添えて監理者に報告する。
a. 特殊な操作を必要とするもの
b. 特殊な手入れを必要とするもの
c. 使用上・保全上特別な注意を必要とするもの
d. 専門 業者への保全管理委託を必要とするもの
e. 定期的に状態や機能を点検する必要があるもの
f. 経年劣化等により更新・取り替えなどが必要なもの
g. その他事故,早期の損耗・劣化などを避ける為に必要と思われるもの

■1.7.4 図書の保管

1)受注者は保管する完成図、発注者との打合せ記録、施工体系図について、竣工後も保管する限りは、発注者又は監理者の求めがあれば、その写しの提供に応じること。

■1.7.5 完成時の提出書類

1)完成時に受注者が発注者及び監理者に提出する必要のある書類の種別・部数・書式については、監理業務方針書による。

■1.7.6 鍵合わせ等

1)鍵合わせ・各種計量器確認について,原則として監理者の立会いの下に行う。その日程・方法は監理者と協議の上決定する。

2 章　仮設工事（以下、標仕を適用）

1 節　一般事項

■2.1.3 仮設計画書

1)受注者等は工事の着手に先立ち,又は着手後速やかに仮設計画書を作成し,監理者に提出する。

■2.1.4 工事用電力及び上下水道

1)工事用電力
構内既存の施設　※利用できない　・利用できる（※有償　・無償）
2)工事用上下水道
構内既存の施設　※利用できない　・利用できる（※有償　・無償）

2 節　縄張り、建方、足場その他

□2.2.1 敷地の状況確認及び縄張り

1)受注者等は工事の着手後,敷地内及び敷地周辺について現地調査を行い,仮設計画書などに反映させる。現地調査は,工事によって影響を受ける可能性のある周辺道路,隣接の建築物工作物,樹木及び上下水道・ガス・電気・通信など地下埋設物に重点を置き,その現況を正確に調査する。
2)敷地について次の要領により測量を行い,仮設計画書などに反映させる。
a. 隣地並びに道路との境界は,隣地関係者,道路管理者及び管理者の立会いのものに確認し,記録書を作成する。
b. 敷地の高低を測量し,道路との高さ関係・排水勾配などについて設計図と照合する。

□2.2.4 足場その他

1)足場を設ける場合は,「手すり先行工法に関するガイドライン」（厚生労働省　平成21年4月）によるものとする。
2)足場及び作業構台の類は,別契約の関係受注者に無償で使用させること。

3 節　仮設物

□2.3.1 監理者事務所,受注者事務所等

1)監理者事務所の設置
※設ける　・設けない
2)監理者事務所の規模
・ 10 ㎡程度 ・ 20 ㎡程度 ・ 35 ㎡程度 ・ 65 ㎡程度 ・ 100 ㎡程度 ・　㎡程度
・ 上記のほかに会議室,資料室,休憩室,更衣室等の設置については監理者の指示による。
3)監理事務所の内装仕上は以下の程度とする。

部位	仕上	
床	※タイルカーペット	・ビニル床シート
壁	※ビニルクロス張り	・合成樹脂エマルジョンペイント
天井	※岩綿吸音板	・化粧石膏ボード

4)監理事務所の備品など
a. 監理事務所には,照明・電力・給排水衛生・冷暖房などの設備を設け,次の備品を置く。
机・椅子・書類・見本棚・衣類ロッカー・ヘルメット・安全靴・図面架・電話
ファクシミリ・コピー機（A3判カラー対応）・仕様書類一式・その他
（監理者指示による）
b. 監理事務所には次のOA環境を備える。
イ. パソコン（OSはwindowsでサポートが有効なバージョンとし、ウィルスチェックの最新版が常時実施されている環境において、インターネット常時接続可。
機種・台数・ソフト等は監理者の指示による）
ロ. レーザープリンタ 1 台（A3判カラー対応）
c. 監理者事務所の光熱水料,回線使用料,消耗品及び清掃費用は請負者の負担とする。

山下・ＮＳＰ設計共同体		資格／番号	記名	捺印	製図	検図	納品検査		訂正	特記
	代表 設計者	一級建築士 第147583号	伊藤　功		2015.**.**	2015.**.**	2015.**.**	2015.**.**		
	担当 設計者	一級建築士 第153665号	岩崎　均							

三原市新庁舎建設工事（植栽工事）

図面内容：特記仕様書２
図面番号：植栽-02
縮尺：A1:1/300 A3:1/600
区分：建築意匠図

3章　土工事　（適用なし）

4章　地業工事　（適用なし）

5章　鉄筋工事　（適用なし）

6章　コンクリート工事　（適用なし）

7章　鉄骨工事　（適用なし）

8章　コンクリートブロック・ALCパネル・押出し成形セメント板工事　（適用なし）

9章　防水工事　（適用なし）

10章　石工事　（適用なし）

11章　タイル工事　（適用なし）

12章　木工事　（適用なし）

13章　屋根及びとい工事適用なし）

14章　金属工事　（適用なし）

15章　左官工事　（適用なし）

16章　建具工事　（適用なし）

17章　カーテンウォール工事　（適用なし）

18章　塗装工事　（適用なし）

19章　内装工事　（適用なし）

20章　ユニット及びその他の工事　（適用なし）

21章　排水工事　（適用なし）

22章　舗装工事　（適用なし）

23章　植栽及び屋上緑化工事

2 節　植栽基盤

■23.2.2
植栽基盤一般

1)植栽基盤整備工法の適用は下記による
芝及び地被類

適用	有効土層の厚さ（cm）	工法	整備範囲
※行う ・行わない	※ 20	※ B 種	※植栽範囲　・図示

樹木

樹木の樹高（m）	有効土層の厚さ（cm）	工法	整備範囲
・ 12 以上	※ 100	※ A 種	・薬張りの範囲
・ 7 超～ 12 未満	※ 80	・ B 種	但し、低木は植栽範囲
・ 3 超～ 7 以下	※ 60	・ C 種	・設計図による
・ 3 以下	※ 50	・ D 種	

D種以外の工法で、現状地盤高と計画地盤高が同一でない場合は、計画地盤高からを有効土層とする。但し、計画地盤高が現状地盤高より高い場合は、計画地盤高まで植込み用土で盛土を行う。

■23.2.3
材料

1)植込み用土の適用は下記による。
※ 現場発生土の良質土（土壌硬度、透水性、障害性、肥沃度、物理性の土壌調査を行う）
・ 客土　（※畑土　・黒土）
2)土壌改良材の適用は下記による
※ 適用する
・ バークたい肥（1㎥深さ200mm当たりの使用量：50リットル/㎡）
・ 発酵下水汚泥コンポスト（1㎥深さ200mm当たりの使用量：10リットル/㎡）
⊙ 図示による
施工箇所　※植栽範囲　・設計図による

3 節　植 樹

■23.3.2
材料

1)支柱材の種類は下記による
※杉の焼丸太（間伐材）　・真竹　・地下支柱型
2)幹巻き用材料の種類は下記による
※幹巻き用テープ　・わら及びこも

■23.3.4
新植樹木の枯補償

1)新植樹木の枯補償の期間は、完成引渡しの日から下記の期間とする
高木・低木　※ 1 年　・ 2 年
地被類　⊙ 1 年　・ 2 年

4 節　芝張り、吹付けは種及び地被類

■23.4.2
材料

1)芝張りの種類は下記による
⊙こうらい芝　・野芝

5 節　屋上緑化

□23.5.3
材料

1)屋上緑化システムの仕様は下記による
※ 設計図による
・ 管理方法による区分　省管理型
荷重の上限値　（　　）kg/ ㎡
かん水装置　・投ける（工事区分は図示）
透水層、保水層及び排水層等
保水層及び排水層の鉛直方向の排水性能：240L/㎡・h以上
耐荷重性能
省管理型：3×10 N/㎡以上の載荷重で異常のないこと
耐根層の材料
合成樹脂耐根シート（厚さ3mm以上）又は抗根性剤とする（耐根性能の実績を有すること）
植込み用土　製造所の仕様による
植栽の種類　製造所の指定するものとする
・ 管理方法による区分　管理型

□23.5.4
工法

1)屋上緑化部分の固定方法は下記による
※建設省告示第1458号に定められた風圧力に対し安全であること
・

■樹木リスト　※特記事項：客土はH=300程度でバーク堆肥を混合したものとする

番号	名称	寸法 H	寸法 W	寸法 C	寸法 L	単位	数量	備考
①	高木 （クロガネモチ）	6.0	3.5	1.5	―	本	1	既存のまま
②	低木 （サツキツツジ）	0.3	0.4	株立	―	本	140	客土共（バーク堆肥20kg×26袋混合）
③	芝 （コウライシバ）	―	―	―	―	㎡	48	客土共（バーク堆肥20kg×19袋混合）
④	高木 （クスノキ）	10.0	8.0	1.8	―	本	1	既存のまま
⑤	芝 （コウライシバ）	―	―	―	―	㎡	48	客土共（バーク堆肥20kg×19袋混合）
⑥	芝 （コウライシバ）	―	―	―	―	㎡	34	客土共（バーク堆肥20kg×14袋混合）
⑦	低木 （ボックスウッド）	0.5	0.25	株立	―	本	21	客土共（バーク堆肥20kg× 4袋混合）
⑧	低木 （ボックスウッド）	0.5	0.25	株立	―	本	112	客土共（バーク堆肥20kg×21袋混合）
⑨	中木 （ハイノキ）	2.0	―	株立	―	本	3	基盤整備Ａ種 （H500）
⑩	低木 （サツキツツジ）	0.4	0.5	株立	―	本	12	客土共（バーク堆肥20kg× 4袋混合）
⑪-a	低木 （キリシマツツジ）	0.4	0.5	株立	―	本	30	客土共（バーク堆肥20kg× 8袋混合）
⑪-b	低木 （サツキツツジ）	0.4	0.5	株立	―	本	56	客土共（バーク堆肥20kg×18袋混合）
⑪-c	低木 （キリシマツツジ）	0.4	0.5	株立	―	本	35	客土共（バーク堆肥20kg× 9袋混合）
⑪-d	低木 （サツキツツジ）	0.4	0.5	株立	―	本	64	客土共（バーク堆肥20kg×20袋混合）
⑪-e	低木 （キリシマツツジ）	0.4	0.5	株立	―	本	45	客土共（バーク堆肥20kg×11袋混合）
⑪-f	低木 （サツキツツジ）	0.4	0.5	株立	―	本	76	客土共（バーク堆肥20kg×24袋混合）
⑪-g	低木 （キリシマツツジ）	0.4	0.5	株立	―	本	50	客土共（バーク堆肥20kg×13袋混合）
⑫-a	低木 （ボックスウッド）	0.5	0.25	株立	―	本	84	客土共（バーク堆肥20kg×15袋混合）
⑫-b	高木 （ソヨゴ）	3.0	―	株立	―	本	3	基盤整備Ａ種 （H500）
⑬-a	低木 （ボックスウッド）	0.5	0.25	株立	―	本	42	客土共（バーク堆肥20kg× 8袋混合）
⑬-b	高木 （ソヨゴ）	3.0	―	株立	―	本	2	基盤整備Ａ種 （H500）
⑭	低木 （ボックスウッド）	0.5	0.25	株立	―	本	21	客土共（バーク堆肥20kg× 4袋混合）
⑮	砕石敷き	0.1	―	―	―	㎡	11	再生クラッシャランC-40
⑯	砕石敷き	0.1	―	―	―	㎡	8	再生クラッシャランC-40
⑰	低木 （マメツゲ）	0.4	0.5	株立	―	本	8	客土共（バーク堆肥20kg× 3袋混合）
⑱	低木 （マメツゲ）	0.4	0.5	株立	―	本	24	客土共（バーク堆肥20kg× 8袋混合）
⑲	砕石敷き	0.1	―	―	―	㎡	3	再生クラッシャランC-40
⑳	砕石敷き	0.1	―	―	―	㎡	20	再生クラッシャランC-40

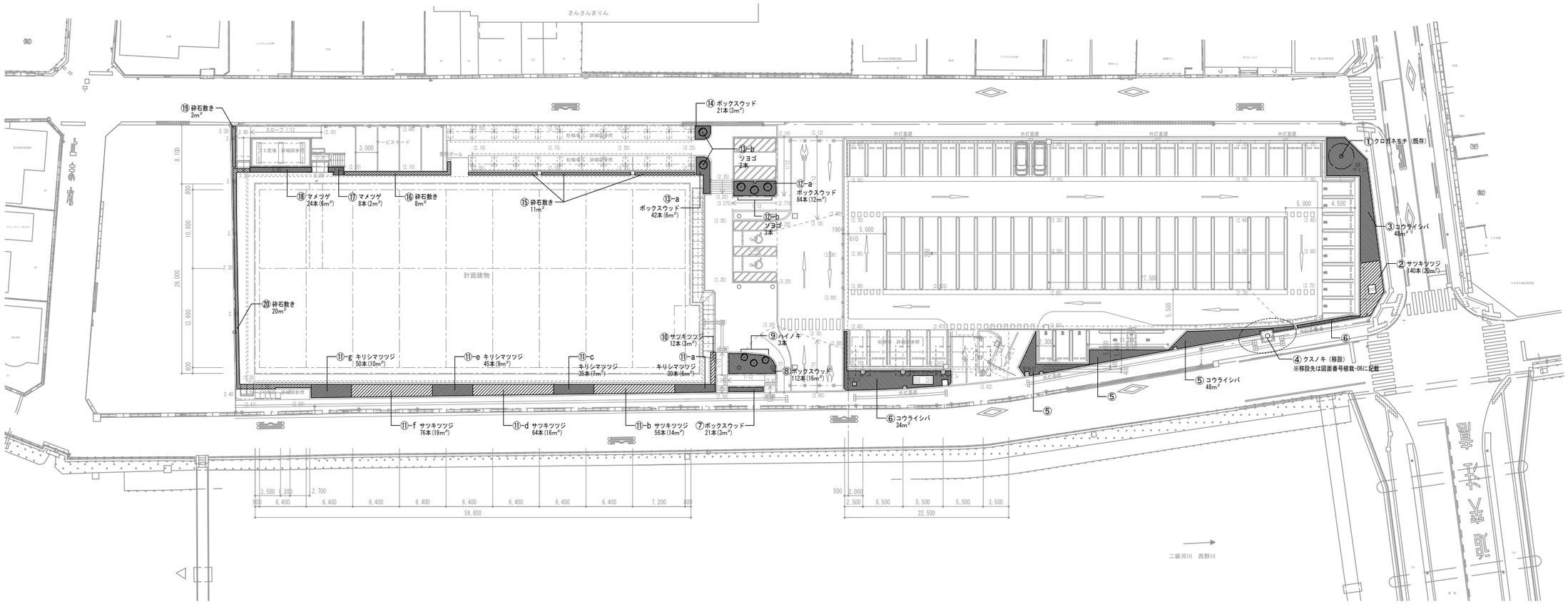

山下・ＮＳＰ設計共同体	資格／番号	記名	捺印	製図	検図	納品検査		訂正	特記	三原市新庁舎建設工事（植栽工事）	図面内容 外構配置図（樹木）・樹木リスト	図面番号 植栽-04
代表設計者	一級建築士 第147583号	伊藤　功		2015.**.**	2015.**.**	2015.**.**	2015.**.**				縮尺 A1:1/300 A3:1/600	区分 建築意匠図
担当設計者	一級建築士 第153665号	岩崎　均										

■屋内プランター　1:30

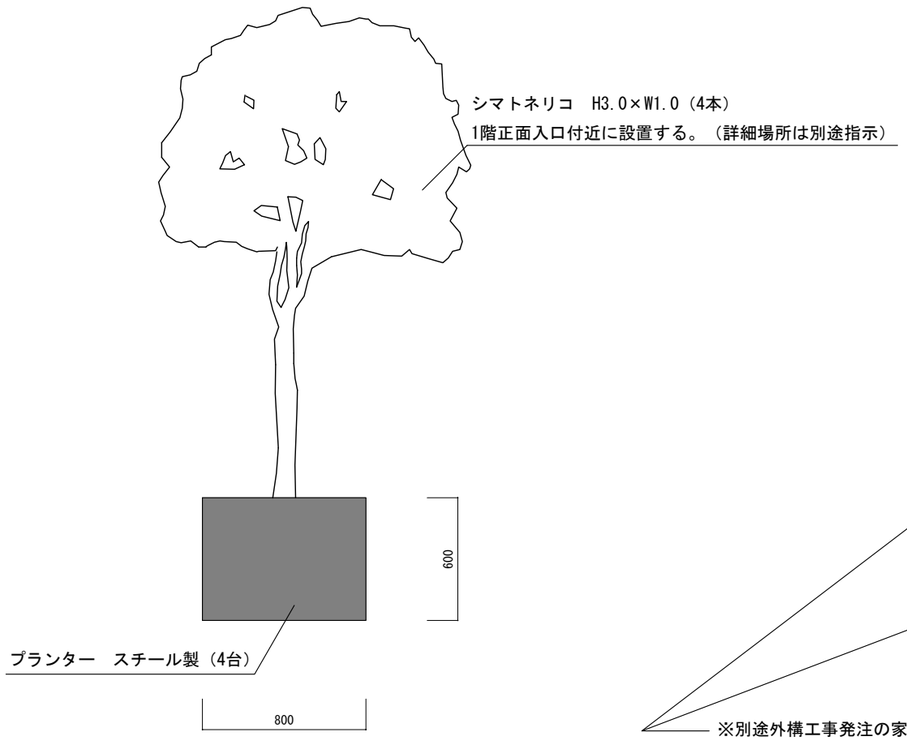

■グリーンウォール　1:30　※品番A001

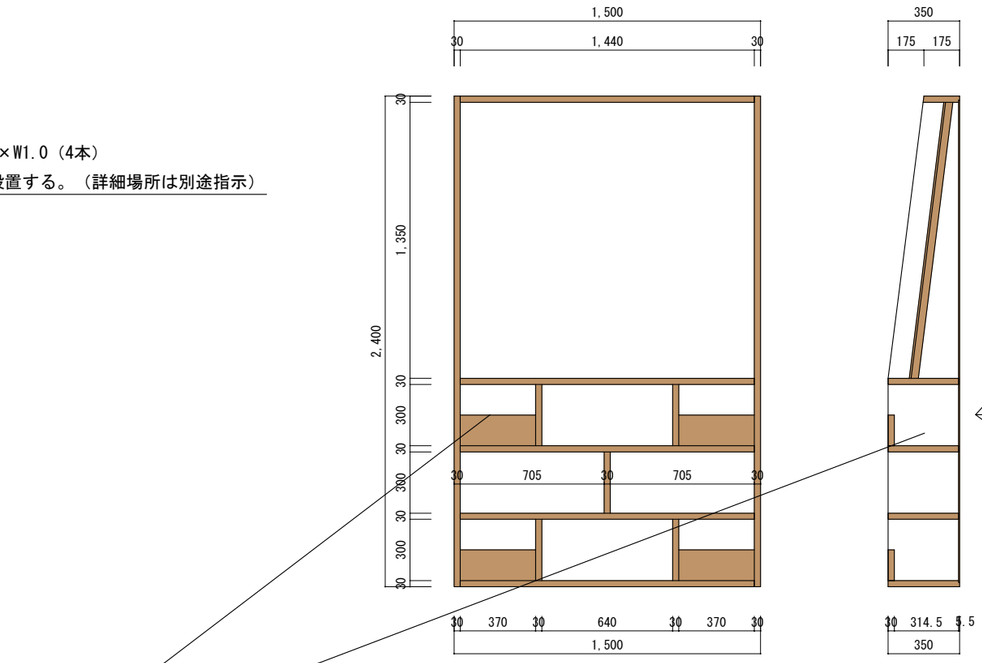

■正面図

■断面図

■グリーンシャンデリア　1:30　※品番A002

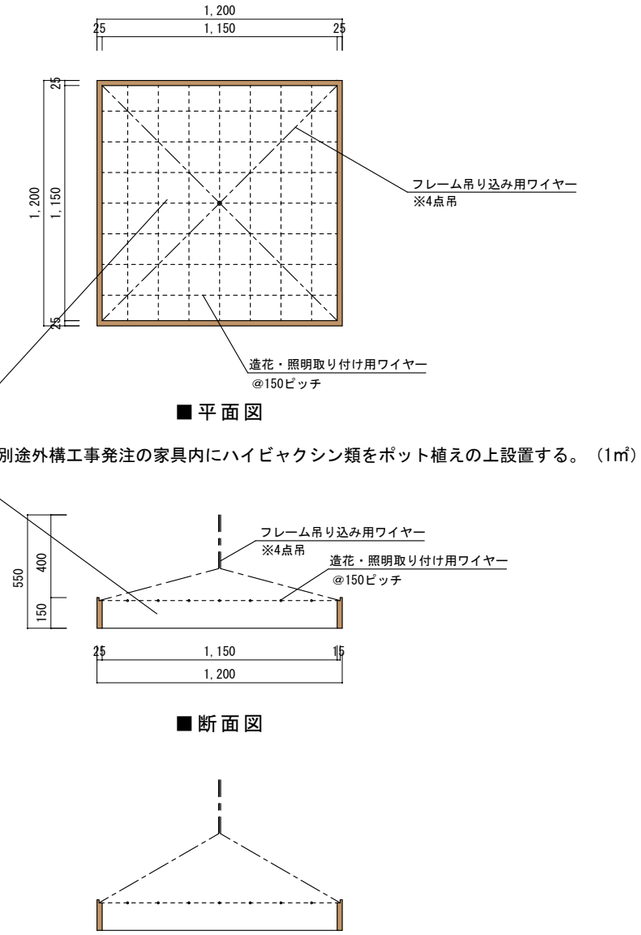

■平面図

■断面図

■イメージ図

※別途外構工事発注の家具内にハイビャクシン類をポット植えの上設置する。（1㎡）

※別途外構工事発注の家具内にハイビャクシン類をポット植えの上設置する。（2㎡）

※その他監督員が指定する外構花壇にハイビャクシン類を植えること。（2㎡）

課長	係長	設計	校閲	日付	・・	備考		工事名	三原市新庁舎建設工事（植栽工事）	図面名称	家具リスト	縮尺	1/30	図面番号	植栽-05

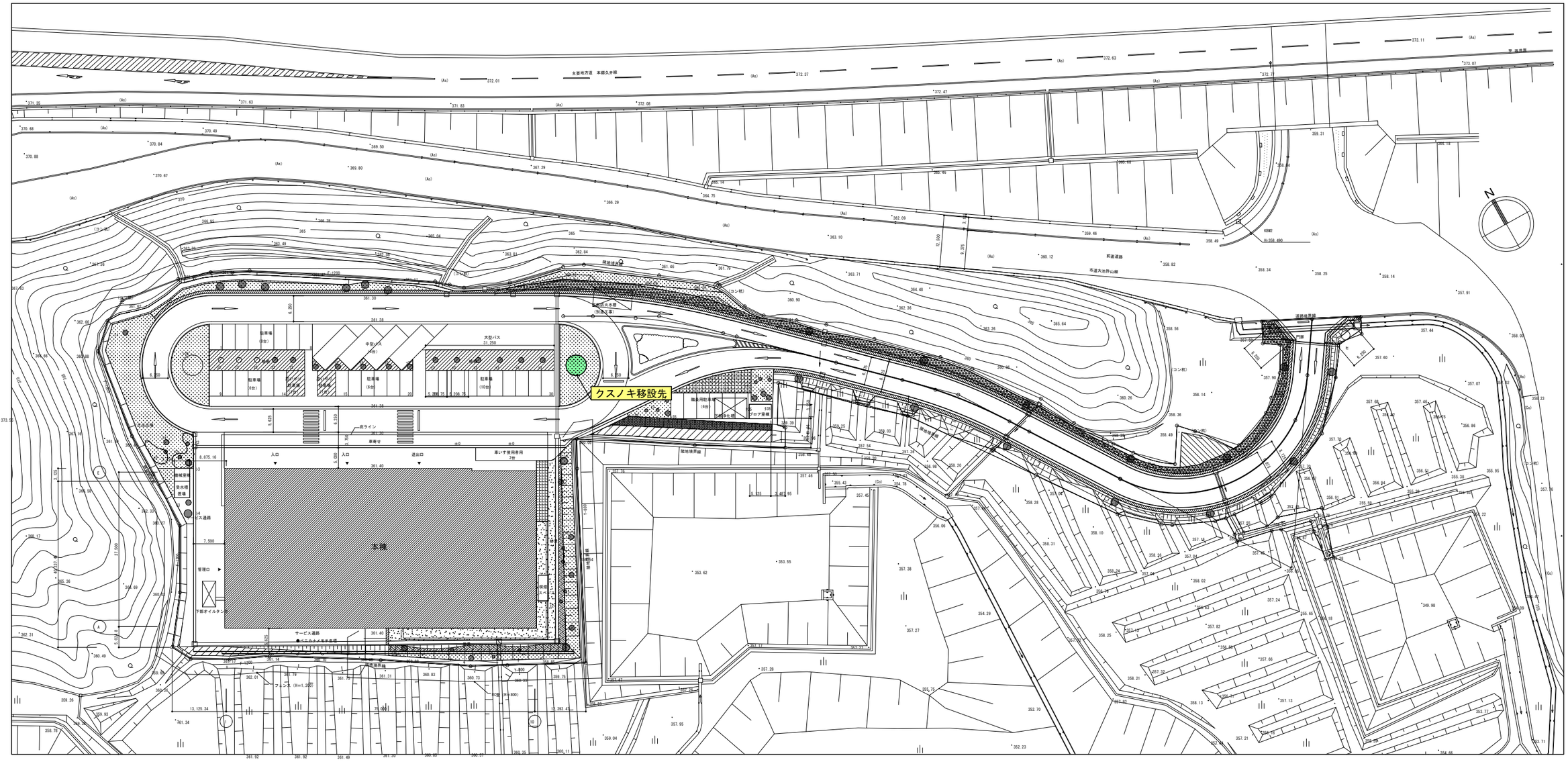

移設場所：新斎場内（三原市高坂町）

課長	係長	設計	校閲	日付	備考	工事名	三原市新庁舎建設工事（植栽工事）	図面名称	配置図 （クスノキ移設先）	縮尺	1/1000	図面番号	植栽-06

参考数量書

工　事　名　称　　三原市新庁舎建設工事（植栽工事）

工　事　場　所　　三原市港町三丁目

［工　事　概　要］

用途, 構造, 面積	植栽面積259㎡
工　事　範　囲	植栽工事
別　途　工　事	外構工事，駐車場ゲート設置工事
工　　期	契約締結日の翌日　～　令和2年3月26日
一　般　事　項	

《 工事予算内訳 》

〈内　　訳〉

区　　分		概　　要
設　計　金　額		
消　費　税　額		
合　計　金　額		

工事費内訳

名　　称	数　　量	単 位	金　　額	備　　考
直接工事費				
建築工事	1	式		
計				
共通費				
共通仮設費	1	式		
現場管理費	1	式		
一般管理費等	1	式		
契約保証費	1	式		
計				
工事価格	1	式		
消費税等相当額	1	式		消費税率 10 ％
工事費	1	式		

工事種別内訳

名　　称	数　　量	単 位	金　　額	備　　考
直 接 工 事 費	1	式		
計				

直 接 工 事 費　種目別内訳

名　　称	数　　量	単 位	金　　額	備　　考
植栽	1	式		
移設	1	式		
計				

直 接 工 事 費　科目別内訳

植栽

名　　称	数　　量	単 位	金　　額	備　　考
植栽	1	式		
計				

直 接 工 事 費　科目別内訳

移設

名　　称	数　　量	単 位	金　　額	備　　考
移設	1	式		
計				

直 接 工 事 費　中科目別内訳

植栽

科　目　名　称	中　科　目　名　称	数　　量	単 位	金　　額	備　　考
植栽		1	式		
計					

直 接 工 事 費　中科目別内訳

移設

科　目　名　称	中　科　目　名　称	数　　量	単 位	金　　額	備　　考
移設	移設	1	式		
計					

植栽　植栽

名　称	摘　要	数　量	単 位	単　価	金　額	備　考
ｿﾖｺﾞ	H3.0×W1.0 株立	2.	本			
ﾊｲﾉｷ	H3.0×W1.0 株立	3.	本			
ｼﾏﾄﾈﾘｺ	H3.0×W1.0 株立	6.	本			
ｼﾏﾄﾈﾘｺ	H3.0×W1.0 株立	4.	本			
ｿﾒｲﾖｼﾉ	H3.0×W1.0×C0.12	3.	本			
ｸｽﾉｷ	H3.0	3.	本			
ﾎﾞｯｸｽｳｯﾄﾞ	H0.5×W0.25 株立	140.	本			
ｻﾂｷﾂﾂｼﾞ	H0.4×W0.5 株立	48.	本			
ｻﾂｷﾂﾂｼﾞ	H0.3×W0.4 株立	140.	本			
ﾊｲﾋﾞｬｸｼﾝ類	地被　プランター含む	10.	㎡			
支柱	二脚鳥居（添木付）	17.	本			
プランター	スチール製　800×800　H600	4.	台			
植付け(高木)	幹周 15cm未満	17.	本			
植付け(中低木)	樹高 50cm未満	188.	本			
植付け(中低木)	樹高 50～100cm未満	140.	本			

植栽　植栽

名　称	摘　要	数　量	単 位	単　価	金　額	備　考
芝張り	こうらい芝 目地張り ー	200.	㎡			
砕石舗装	厚10cm 再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ RC-40	42.	㎡			
土壌改良材	ﾊﾞｰｸ堆肥 20kg	148.	袋			
植栽基盤整備	A種 有効土層 H=50cm ー	59.9	㎡			
植栽基盤整備	B種 有効土層 H=20cm ー	200.	㎡			
すきとり	積み込み共 H300程度	4.2	m3			
建設発生土運搬		1	式			別紙 00-0001
建設発生土処分		1	式			別紙 00-0002
計						

直 接 工 事 費　細目別内訳

移設		移設		移設		
名　　称	摘　　要	数　　量	単 位	単　　価	金　　額	備　　考
剪定	高所作業車損料共	1	式			
剪定ゴミ処分		6.	m3			
クスノキ移植		1.	本			
クレーン損料	25t	2.	日			
移動運搬車損料	大型	1.	日			
クスノキ植え付け		1.	本			
土壌改良		1.	本			
地下支柱		1	式			
重機廻送費		1	式			
計						

植栽　　植栽

名　　称	摘　　要	数　　量	単 位	単　　価	金　　額	備　　考
建設発生土運搬		1	式			別紙 00-0001
建設発生土運搬	ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ　10t積級 ﾊﾞｯｸﾎｳ0.8m3　土砂 DID区間有り 60.0km以下	4.2	m3			
計						
建設発生土処分		1	式			別紙 00-0002
建設発生土処分	場外処分	4.2	m3			
計						